

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

福祉基盤課

# 目 次

## 重点事項

第1 社会福祉法人制度の見直しについて	1
1 今後のスケジュールについて	1
2 定款変更等について	1
3 会計監査人設置関係について	4
4 社会福祉法人における決算関係スケジュール等について	6
5 社会福祉充実計画の承認事務関係について	10
6 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて	14
7 指導監査の見直し等について	18
8 平成29年度予算(案)等における対応	21
9 措置費等の弾力運用の見直しについて	23
10 社会福祉法人への寄附に関する税制の周知について	24
第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について	
1 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について	26
2 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について	27
3 社会福祉施設等の被災状況の把握等について	28
4 災害福祉広域支援ネットワークについて	29
5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	34
6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	34
7 社会福祉施設等の木材利用の推進について	35
第3 社会福祉施設の運営等について	
1 福祉サービス第三者評価推進事業について	37
2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について	38

第4 感染症の予防対策について	
1 今冬のインフルエンザ対策について	39
2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	39

第5 独立行政法人福祉医療機構について	
1 福祉貸付事業について	42
2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	44
3 経営サポート事業について	45
4 社会福祉振興助成事業について	47

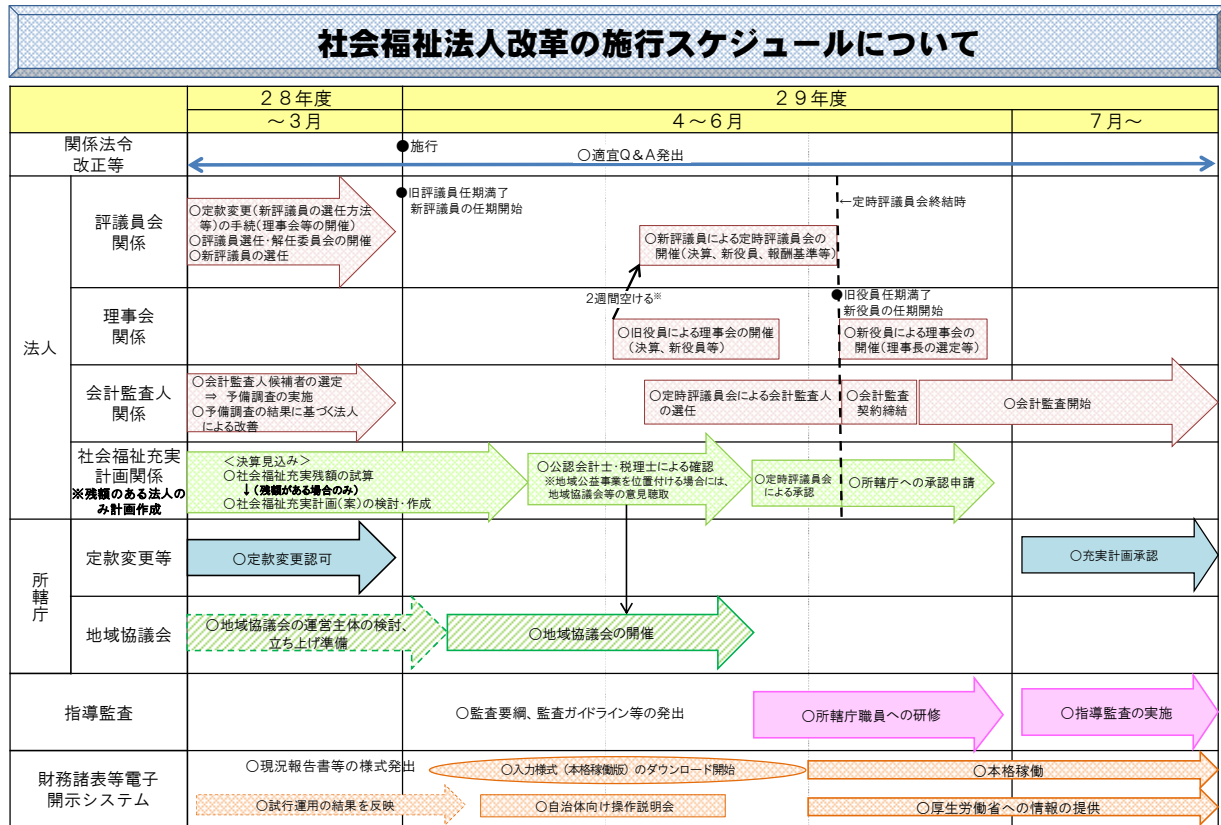
## 参考資料

1 介護保険施設等における利用者の安全確保等	48
2 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等	54
3 先駆的な取組を行っている自治体の災害福祉支援ネットワークの概要等	60
4 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保	103
5 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握等	111
6 第三者評価の受審件数・公表件数等	120

# 第1 社会福祉法人制度の見直しについて

## 1 今後のスケジュールについて

社会福祉法人改革の施行スケジュールは下記のとおりであるので、所轄庁においては、社会福祉法人制度改革の円滑な施行のため、管内法人に対する支援をよろしく願います。



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要のため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

なお、社会福祉法人制度改革に関する情報については、厚生労働省ホームページにおいても掲載しているので、適宜、ご活用いただきたい。

- ・ 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

## 2 定款変更等について

### (1) 定款変更について

平成28年度中における新たな評議員の選任に当たっては、あらかじめ各社会福祉法人の定款変更が必要となるため、所轄庁においては、定款変

更申請があった場合には、可能な限り速やかに認可いただくとともに、未申請の社会福祉法人に対しては、状況等の確認をしていただくようお願いする。

なお、平成 29 年 2 月 6 日付け福祉基盤課事務連絡にてお示ししたとおり、「評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改正に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成 29 年 3 月 31 日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない（評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く）」こととしているので、管内の市及び所管法人に対する周知についてご協力をお願いする。

（定款例の趣旨）

- ・ 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- ・ 社会福祉法人定款例は、各社会福祉法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

（定款の確認方法）

- ・ 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。

※ 1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。もともと、必ずしも定款例通りである必要もない。

※ 2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくても、当然に適用されること。

- ・ また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、「社会福

社法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第 40 条の特例の適用)

- ・ 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各社会福祉法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要であること。

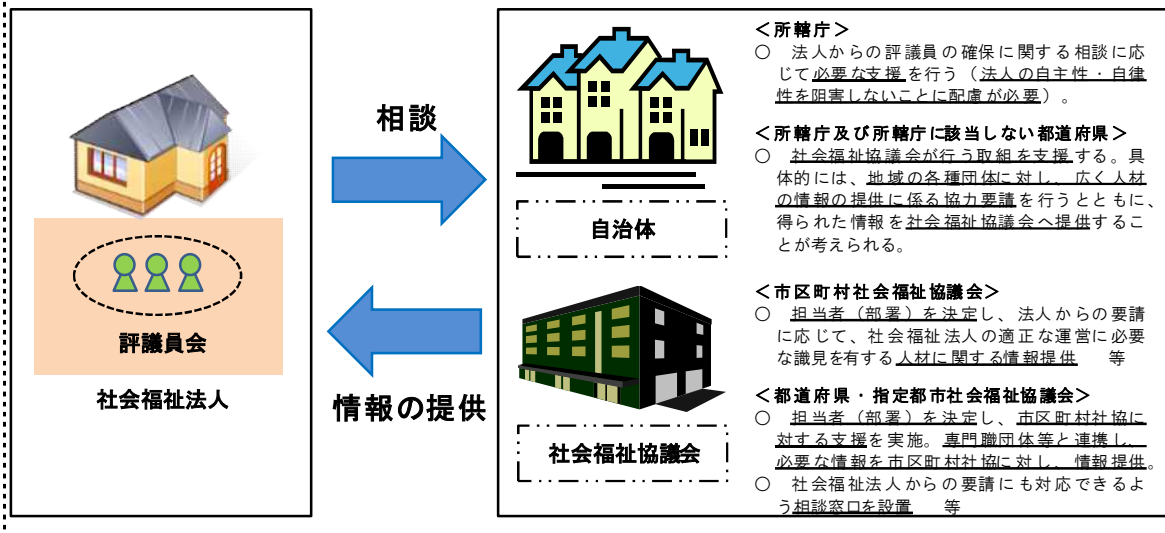
## (2) 評議員について

評議員については、法律上（改正後社会福祉法第 39 条）、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされており、この識見を有する者については、社会福祉法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

全ての社会福祉法人において、平成 28 年度中に、新たな評議員を選任することが必要であり、新たな評議員候補者の確保は各社会福祉法人において行うことになるが、評議員の確保が困難な社会福祉法人に対する支援として、下記のとおり、地域における評議員の確保を支援する仕組みを構築するようお願いする。

## 地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、選任が進まない場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、選任されるべき期限についても柔軟に対応する。



### 3 会計監査人設置関係について

会計監査人の設置が義務付けられる社会福祉法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える社会福祉法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える社会福祉法人である。

なお、社会福祉協議会における退職金共済事業及び介護福祉士修学資金等貸付制度並びに生活福祉資金貸付制度に係る会計については、事業の特性や会計処理について、専門技術的な整理が必要であること等を踏まえ、平成29年度における会計監査人設置義務の一定規模の判定対象から、これらの収益・負債を除外することとする。

平成29年度以降、収益10億円超程度の社会福祉法人において、会計監査の導入に伴う課題・メリットを整理し、周知すること等を通じ、10億円超での実施に向けた環境整備を図っていく予定である。

会計監査人を設置する社会福祉法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となる。

会計監査人の選任等の流れは、次のとおりであるので、所轄庁においては、会計監査人設置義務対象法人(見込み)を把握いただき、当該法人に対して、適切に支援をいただくようお願いする。

(会計監査人の設置等の流れ)

- ・ 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度(例：平成29年度)の前年度(例：平成28年度)から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、社会福祉法人においては、当該前年度(例：平成28年度)における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- ・ 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成29年度については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とする。

※ 競争入札を必ずしも必要とするものではないこと。

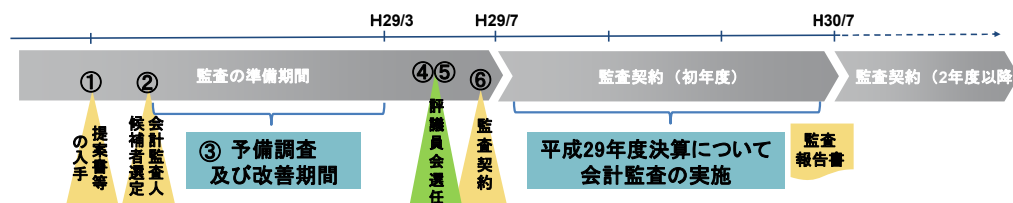
- ・ その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、社会福祉法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討<sup>※</sup>のうえ、選定すること。

※ 価格のみで選定することは適当ではないこと。

- ・ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。



## 会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成29年6月～7月

※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

## 4 社会福祉法人における決算関係スケジュール等について

（決算関係スケジュール（例））

平成28年会計年度の決算関係スケジュール（例）については、下記のとおりであるので、所轄庁においては、管内法人に対する支援をよろしく願います。なお、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していただくこととなる。

期間	月日	主要項目
毎会計年度終了後3月以内	3月31日	○決算期
	5月10日	○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事→各監事） <（必要に応じて）特定理事の選定（任意）>
	4週間経過日（6月8日）まで	○監事監査の実施 ・ 監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・ 業務監査及び会計監査の実施 ・ 監査報告の作成 <（必要に応じて）特定監事の選定（任意）>
	5月29日	○監査報告の提出（特定監事→特定理事）
	5月31日	○理事会の開催（旧役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等※）の決定
	2週間前の日から（中14日間）	6月1日 ○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
	1週間前まで（中7日間）	6月1日 ○定時評議員会の招集通知の発出（計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供）
	6月16日	○定時評議員会の開催 ・ 計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・ 新役員の選任、報酬基準の承認等※
		○理事会の開催（新役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 理事長の選定等
		○理事長等の登記（理事長選定後2週間以内）
	6月30日 まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

## （監事の監査報告の作成）

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ・ 監査報告を作成した日

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の36）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容

- ・ 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。
- ・ 監査報告を作成した日

#### < 監査報告書の様式例 >

※ 計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

## 監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印  
監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

### 2 監査意見

#### ① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### ② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

（社会福祉法人が作成する書類等）

社会福祉法人においては、事業運営の透明性の向上のため、毎年度6月末に行う決算の手続の際、次のとおり、書類等の作成、備置き・閲覧、所轄庁への届出及び公表を行うことが必要となる。

## 社会福祉法人の書類等について

		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	監査報告（会計監査報告を含む）	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—		
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
		算定シート	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—	
社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）		○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準	

※1 △は定款で作成することになっている場合

※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。

## 5 社会福祉充実計画の承認事務関係について

### (1) 社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉充実残額については、改正後社会福祉法第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、社会福祉法人は、その規模や用途等を明らかにする「社会福祉充実計画」を策定し、翌会計年度の6月30日までに財務諸表等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

来年度以降、所轄庁においては、当該計画の承認並びに当該計画の変更に係る承認及び届出の受理に係る事務処理を行わなければならないこととなるので、所轄庁におかれては、これらの新たな事務処理に遺漏のないよう、

- ・ 庁内における文書決裁処理に係る規程等の整備
- ・ 庁内における新たな人員配置を含めた事務処理体制の構築
- ・ 管内における地域協議会の立ち上げ支援

等について、必要な準備を行われたい。

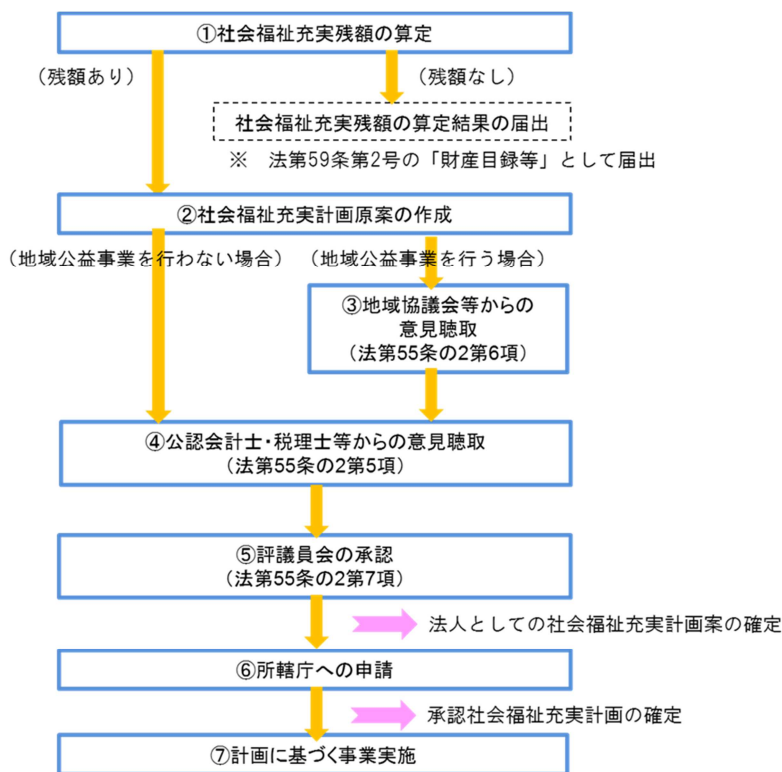
また、具体的な事務処理の内容については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）において既にお示しをしているところであるので、これらを参照されたい。

なお、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」のポイントについては、次のとおりである。

### 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」のポイント

#### (1) 社会福祉充実計画策定の流れ

○ 社会福祉充実計画については、原則として、次の流れに沿って策定する。



#### (2) 社会福祉充実残額の算定式

○ 社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－(②「社会福祉法に基づく事業に

活用している不動産等」+③「再取得に必要な財産」+④「必要な運転資金」)

(注1)①「活用可能な財産」 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

(注2)②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円 - 対応基本金〇円 - 国庫補助金等特別積立金〇円 - 対応負債〇円

(注3)③「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率) × 22% 又は建設時の実際の自己資金比率

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (建物に係る減価償却累計額〇円 × 30% - 過去の大規模修繕に係る実績額〇円)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

(注4)④「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注5)主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等(上記③と④の合計額が年間事業活動支出を下回っている場合)については、上記の計算式にかかわらず、②+年間事業活動支出を控除。

### (3)社会福祉充実計画

○ 社会福祉充実計画には、

① 既存事業の充実又は新規事業(社会福祉充実事業)の規模及び内容

② 事業区域

③ 社会福祉充実事業の事業費

④ 社会福祉充実残額

⑤ 計画の実施期間

⑥ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

⑦ 地域協議会等の意見の反映状況(地域公益事業を実施する場合に限る。)

等を記載。

○ 計画の実施期間は、原則5年間。合理的な理由がある場合には10年間とすることが可能。

○ 社会福祉充実残額は原則実施期間の間に全額を再投下。ただし、合理的な理由がある場合には概ね1/2以上とすることが可能。

○ 計画の実施期間の範囲で、事業の始期や終期、期間、事業費を法人の任意で設

定。

- 所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画は法人のホームページ等において公表するとともに、その実績についても併せて公表するよう努力。

さらに、制度施行後、最初に策定する社会福祉充実計画については、平成 29 年 6 月 30 日までに所轄庁宛てに提出しなければならないことから、各社会福祉法人においては、平成 28 年度決算の見込みを踏まえつつ、既にお示しをしている「社会福祉充実残額算定シート」を活用して、社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、所轄庁におかれては、各社会福祉法人においてこうした試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

## (2) 地域協議会について

地域協議会については、地域公益事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定する場合に、地域における福祉ニーズを的確に反映するとともに、社会福祉法人が円滑かつ公正に意見聴取を行うことができるようにする観点から、所轄庁が体制整備を行うべきものとして位置付けているところである。

昨年末に、所轄庁における地域協議会の体制整備状況について調査を行ったところ、依然として低調な状況にあることから、制度施行初年度である平成 29 年度については、制度改正に伴う所轄庁の準備状況も考慮し、次のような方法により、代替することが可能としているので、御了知願いたい。

- ・ 社会福祉法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと。
- ・ 社会福祉法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと。

なお、このような場合であっても、地域協議会が設置され次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行っていくことが重要である。



## 6 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

### (1) 平成 29 年 6 月からの本格稼働について

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下「電子開示システム」という。）については、社会福祉法人がその運営状況について、国民に対する説明責任を十分に果たすことが求められていることから、事業運営の透明性の向上を図るため、改正後社会福祉法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構において構築が進められているものである。

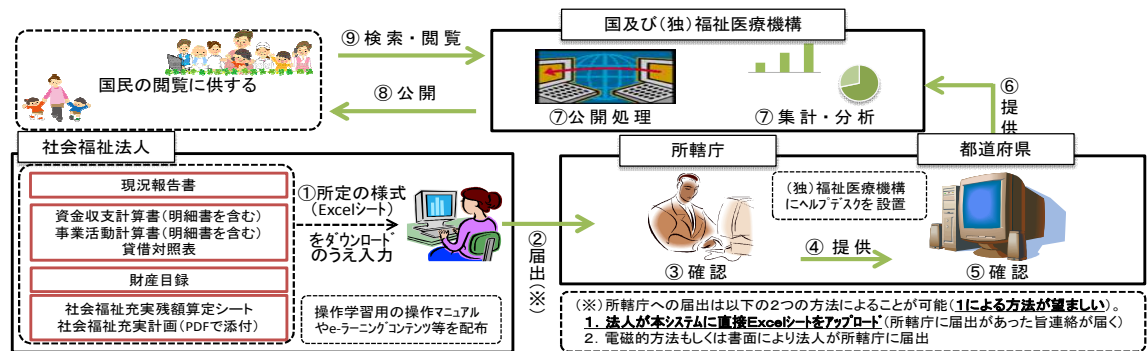
平成 29 年 1 月中旬から 2 月末まで、社会福祉法人及び所轄庁に対する周知のため、また、電子開示システムの改善点等の把握のため、本格稼働に先立つ試行運用を実施し、多くの社会福祉法人や所轄庁の御協力の下、改善の提案に関する意見等をいただいたところである。今後、試行運用でいただいた意見等を参考とし、所要の改善を施した上で、同年 6 月から本格稼働を開始することを予定している。電子開示システムの入力様式のダウンロード時期については、別途ご連絡する。

また、電子開示システムの本格稼働に先立ち、同年 4 月から 5 月までにかけて、試行運用の結果を踏まえて改善した部分の説明を含めた操作説明会の実施を予定している。開催日時等については、別途連絡する予定である。

## 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに係る今後のスケジュールについて

### 本システムを導入する趣旨

- 『規制改革実施計画』(平成26年6月24日閣議決定)や『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められている。国においても、収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築することが求められている。
- 上記を踏まえ、改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施するよう定められたことから、本システムの構築を進めているところ。
- 平成29年1月中旬から2月まで実施した試行運用の結果を踏まえ、所要の改善を行ったのち、**平成29年6月より本格稼働予定**である。



### 今後のスケジュール

平成28年度	平成29年度					
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
試行運用の結果を反映	入力様式(本格稼働版)のダウンロード開始 自治体向け操作説明会(予定)					
				本格稼働		
					厚生労働省への情報の提供	

## (2) 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

改正後認可通知(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連盟通知))別紙1「社会福祉法人審査基準」の第5「その他」の(4)において、

- ・ 「事業の概要等」(改正後社会福祉法第45条の34第1項第4号)のうち改正後社会福祉法施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)
- ・ 「同条第14号に掲げる事項」(以下「社会福祉充実残額算定シート」という。)

については、「別に定める様式を用いて届け出ること」とされており、当該様式に関する通知(以下「届出様式通知」という。)を平成29年3月末を目途に発出する予定である。

- 改正後社会福祉法施行規則(抄)  
(事業の概要等)

第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定め

る事項は、次のとおりとする。

- 一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報
- 二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況
- 三 当会計年度の初日における理事の状況
- 四 当会計年度の初日における監事の状況
- 五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況
- 六 当会計年度の初日における職員の状況
- 七 前会計年度における評議員会の状況
- 八 前会計年度における理事会の状況
- 九 前会計年度における監事の監査の状況
- 十 前会計年度における会計監査の状況
- 十一 前会計年度における事業等の概要
- 十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況
- 十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
- 十四 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠 → 

社会福祉充実残額 算定シート
-------------------
- 十五 （略）
- 十六 その他必要な事項 → 

現況報告書
-------

現況報告書

「現況報告書」については、昨年 11 月 28 日に実施した社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会及び電子開示システムの試行運用において既にその様式（案）をお示ししているところであるが、これまでにいただいた御指摘等を踏まえ様式に修正等を行った上で、届出様式通知として発出する予定である。

また、「社会福祉充実残額算定シート」についても、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の発出に併せ

てその様式(案)をお示ししているところであり、こちらについても同様に修正等を行った上で、届出様式通知として発出する予定である。

なお、これらの届出に当たっては、改正後認可通知に記載のとおり、電子開示システムを利用することが望ましいこととしているので、ご留意いただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

### (3) 厚生労働省への情報の提供について

電子開示システムは、各社会福祉法人に関する情報を収集した後、国民がその情報をインターネットを通じて検索・閲覧できるよう体系的に整備されるものであり、これによって社会福祉法人の事業運営の透明性の向上が図られることとなる。

この趣旨を実現するため、改正後社会福祉法第59条の2第6項の規定に基づき、厚生労働省から都道府県に対し情報の提供を依頼するとともに、その提供方法については、原則として電子開示システムを通じて行っていただくこと等を依頼する通知を発出する予定（平成29年3月末目途）であるので、御協力をお願いする。

#### ○ 改正後社会福祉法（抄）

第59条の2 （略）

2～4 （略）

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

7 （略）

## 7 指導監査の見直し等について

社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）に基づく実施にご協力いただいているところであるが、改正後社会福祉法により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等が図られることから、社会福祉法人において自主性・自律性を持った運営が行われることを前提とした指導監査とするための見直しを行うこととしている。

このため、監査の基準を明確化し、指導監査の効率化・重点化を図るとともに、監査事項毎の具体的な確認事項を追加するなど、新たに、「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を発出する予定である。

また、社会福祉法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、社会福祉法人は会計監査又は専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人をいう。）による支援を受けることが望ましいものであると考えられるため、会計監査又は専門家による法人の財務会計に関する内部統制や事務処理体制の確認を通じた支援の促進を図ることとしている。

見直しの内容については、現時点の考え方であり、パブリックコメントを経た上で、発出する予定である。

### （1）指導監査の見直しについて

実施要綱では、所轄庁が実施する指導監査の目的、類型（一般監査及び特別監査）、実施の周期、省略の要件及び結果の報告等について定める。

従来のお知らせからの主な変更点としては、

- ・ 会計監査又は専門家による支援を受ける法人に対して指導監査を行う際は、会計管理に係る部分について、監査事項の省略ができるものとする
- ・ 法人の運営等に特に大きな問題が認められない法人に対する一般監査の実施の周期を、従来は原則2年に1回であるところ、原則3年に1回とすること

- ・ 会計監査（又は専門家による支援）が実施されている法人に対する一般監査の実施の周期を、原則5年に1回（又は4年に1回）まで延長することを可能とすること

等がある。

また、従来は、指導監査を行う際の確認事項や指導を行う基準が具体的に示されていなかったため、所轄庁の指導が地域によって異なる場合や、必要以上に厳しい規制が行われる場合等のいわゆる「ローカルルール」が見受けられた。そのため、今回、指導監査の対象は、原則として法令・通知で定められた事項とするとともに、確認事項や指導を行う基準の明確化を図る観点から、各指導監査事項に関して留意すべき点である「チェックポイント」、「着眼点」、文書指摘等の判断基準となる「指摘基準」及び確認対象とすべき書類を掲げる「確認書類」の項目について定めた「指導監査ガイドライン」（仮称）を新たに策定することとしている。

「指導監査ガイドライン」（仮称）については、法人にも周知を図ることで、所轄庁と法人との指導監査に関する相互理解を深めるとともに、法人の自主的・自律的な運営の促進による社会福祉事業の健全な実施の確保等が期待されるものである。

## （2）専門家による支援について

改正後社会福祉法により、一定規模を超える社会福祉法人に会計監査人の設置が義務付けられ、また、改正後認可通知で「会計監査を受けない法人においては、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（中略）を活用することが望ましい」とされていることを踏まえ、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会との協議を経て、会計監査を受けない社会福祉法人が、その事業規模や財務会計に係る事務処理体制等に即して専門家の支援を活用する場合の方法について、次の区分に応じてお示しする予定である。

- ・ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援（法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の社会福祉法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課

題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援。)

※ なお、当該支援は、会計監査人設置義務の基準の段階的な拡大により、将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる社会福祉法人において実施されることが望まれる。

- ・ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援（経理体制、会計帳簿、計算書類等、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援。)

なお、指導監査との関係については、所轄庁による指導監査の実施の周期の延長又は指導監査事項の省略等の可否の判断に当たり、法人の受けた上記報告を所轄庁にも報告の上、所轄庁で当該報告を確認して行うものとする予定である。

### (3) 所轄庁の指導監査担当職員を対象とした研修について

社会福祉法人の指導監査等の職務を担う所轄庁の職員を対象とした研修について、平成 29 年度は、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修（都道府県、指定都市、中核市職員を対象。）に加え、一般市職員も対象とする「指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」（仮称）に関する研修会の開催を予定しているため、関係職員の派遣及び管内一般市への周知について格段の配慮をお願いします。なお、詳細については追ってお示しする。

### (4) 平成 29 年度以降に実施する指導監査について

平成 29 年度以降に実施する指導監査については、改正後社会福祉法に基づき初めて実施されることとなるが、所管するすべての法人について、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかの確認を早期に行う必要がある。そのため、所轄庁においては、所管する法人数等を勘案し、概ね 3 年以内を目途にすべての法人に対する指導監査が一巡するスケジュールで実施していただくようお願いします。

## 8 平成 29 年度予算（案）等における対応

### (1) 「社会福祉法人による多様な福祉サービス提供体制構築支援事業」の創設

「社会福祉法人による多様な福祉サービス提供体制構築支援事業」については、来年度、社会福祉法人制度改革が本格施行されることを契機に、地域の多様なニーズを踏まえた、社会福祉法人による多様かつ積極的な取組が推進されるよう、以下のような取組を実施する事業として、平成 29 年度予算（案）において新たに創設するものである。

具体的には、社会福祉法人の体制整備に対する支援として、

- ・ 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修（例：公認会計士や税理士等を招聘した研修会の開催等）や社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援（例：社会福祉協議会等への相談窓口の設置等）
- ・ 法人間の人事交流や合同研修など、複数の法人の協働によるモデル的な取組
- ・ 会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組

などを推進する。

また、所轄庁に対する支援として、

- ・ 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するなどのための「地域協議会」の立ち上げ支援（例：地域協議会の立ち上げに向けた説明会の開催、地域協議会の事務局に対する初年度備品費用の助成等）
- ・ 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向けの研修（例：都道府県による管内市区町村の監査担当職員を対象にした研修会の開催等）
- ・ その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業

などを推進するものである。

なお、本事業の執行に当たっては、所轄庁における所管法人数等に応じて、以下のとおり補助上限額を設定することとしている。



所管法人数区分	国庫補助基準額（補助上限額）
400 法人以上	15,000 千円以内
300 法人以上 399 法人以下	10,000 千円以内
200 法人以上 299 法人以下	8,000 千円以内
100 法人以上 199 法人以下	5,000 千円以内
99 法人以下	3,000 千円以内

各自治体におかれては、法人制度改革の施行に向け、本事業を積極的に活用した上、円滑な施行にご協力をいただきたい。

**【新】 社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業**

**【事業目的】**


○ 少子高齢化や核家族の進行など、社会環境の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、こうしたニーズに社会福祉法人が着実に対応し、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるようにするとともに、社会福祉法人制度改革を踏まえ、法人の経営改革を推進するため、都道府県等を通じて、経営労務管理体制の強化、社会福祉充実計画に基づく事業の推進、地域ニーズを把握・共有するための「地域協議会」の立ち上げ等の取組に対して支援を行う。**（本事業は単年度限りの事業）**

**【平成29年度予算額(案)】**


（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数として **779,750千円**（補助率：1/2相当の定額補助）

**【事業内容】**

【国】




【都道府県・政令市・中核市】



委託・補助可

【管内市町村や社会福祉協議会、経営者協議会等】



**【社会福祉法人に対する支援】**

- 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修や社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援の実施
- 法人間の人事交流や合同研修など、複数の法人の協働によるモデル的な取組の実施
- 会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組の実施

**【所轄庁（自治体）に対する支援】**

- 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するなどのための「地域協議会」の立ち上げ支援
- 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向け研修の実施
- その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業

自治体を始め、関係機関が連携し、社会福祉法人の経営基盤の強化とともに、多様な取組の立ち上げ支援を通じて、新たな福祉・介護人材の確保とその定着を図りつつ、地域の福祉サービスの充実を図る。

## （２）地方交付税による措置について

来年度以降、所轄庁においては、社会福祉充実計画の承認等新たな事務処理を行う必要があることから、地方交付税においては、道府県及び市単独分として、以下の事務処理に必要な経費が積算上盛り込まれることが予定されているので、御了知の上、積極的に活用されたい。

### ア 社会福祉充実計画に関する事務

- ・ 社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画の承認を行うための経費

- ・ 社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成に関し必要な支援として、住民その他の関係者の意見を聞く機会を提供するための経費
- イ 社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」）に関する事務
- ・ 社会福祉法人がデータベースに入力した計算書類等に関する情報の確認・補正及び助言をするための経費
- ウ 社会福祉法人への指導・監督に関する事務
- ・ 社会福祉法人に対する指導・監督の強化のため、公認会計士・税理士等の専門家からの助言を得るための経費

## 9 措置費等の弾力運用の見直しについて

改正後社会福祉法において、社会福祉法人は、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、措置費及び保育所委託費についても、地域のニーズ等に応じた多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、次の見直しを検討することとしているので、各自治体におかれては、御了知願いたい。

### 措置費及び保育所委託費の弾力運用の見直しの方向性

1. 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
2. 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。
3. 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
4. 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

## 10 社会福祉法人への寄附に関する税制の周知について

### (1) 税額控除制度の周知

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、社会福祉法人等が一定の要件を満たしていることが必要であり、社会福祉法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。

社会福祉法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても願います。

### (2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる。

一方、これらの財産を社会福祉法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、課税対象とされていた当該所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第 40 条第 1 項）。

今般の社会福祉法人制度改革において、社会福祉法人の財務規律が強化され、会計基準が法令上に位置付けられたこと等を踏まえ、平成 29 年度税制改正大綱では、社会福祉法人に贈与等のあった財産を当該社会福祉法人の基本金に組み入れること等の要件を満たせば、国税庁長官の非課税承認に係る期間を 1 か月に短縮できること等の特例（以下「承認に係る特例」

という。)を認める旨の方針が示されている。

承認に係る特例は、平成 29 年度から適用される見込みであるが、承認に係る特例を受ける要件等の詳細については、追ってお知らせする予定であるので、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対する周知について御協力をお願いする。

○ 平成 29 年度税制改正大綱（平成 28 年 12 月 8 日自由民主党・公明党）（抄）

第二 平成 29 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

5 租税特別措置等

（国税） ※地方税についても同様の記載あり

[延長・拡充等]

（2）公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から 1 月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。

① 承認に係る特例の対象範囲に次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。

イ・ロ （略）

ハ 社会福祉法人に対する贈与等で当該社会福祉法人の役員等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が当該社会福祉法人の基本金に組み入れられるもの

② 承認に係る特例の対象資産から株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等を除外する。

（参考）今後発出予定の通知

- ・ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いに関する通知（課長通知）
- ・ 現況報告書等の様式に関する通知（局長通知）
- ・ 所轄庁から厚生労働省への電子開示システムを通じた提供に関する通知（局長通知）
- ・ 社会福祉法人指導監査実施要綱に関する通知（局長通知）
- ・ 会計監査及び専門家による支援等に関する通知（課長通知）
- ・ 措置費の見直しに関する通知（局長通知）
- ・ 措置費の見直しに関する通知（課長通知）